

農地

資料一覧

- 1 農用地の賃貸借の存続期間の取扱いについて（事務連絡）・・・ 1
- 2 農林水産省ウェブサイト内掲載の特定法人貸付事業に関するQ&A・・・ 3

（別冊資料）「特定法人貸付事業のご案内」（パンフレット）

平成18年10月31日

各地方農政局生産経営流通部構造改善課長 殿

経営局構造改善課

課長補佐（農地調整班担当）

課長補佐（農業委員会班担当）

課長補佐（農地流動化推進班担当）

農用地の賃貸借の存続期間の取扱いについて

平成27年を目標とする農業構造の展望の実現に向け、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積を推進することが急務となっていますが、意欲的な担い手からは、将来に向けた安定的な経営基盤の確立のため長期に亘る農用地の賃貸借を望む声が高まっているところです。

賃貸借の存続期間は、民法（明治29年法律第89号）第604条において「賃貸借の存続期間は、20年を超えることができない。」とされており、農用地の賃借権の存続期間についても、この民法の原則に則り、最長20年まで設定が可能となっています。

しかし、市町村段階における制度の運用上、市町村や農業委員会等の関係機関が利用権の存続期間を最長10年で区切って指導していたり、最長20年までの賃借権が設定できることを承知していない等のケースも見受けられるところです。

つきましては、担い手の経営の安定に資するため、農用地における賃貸借の存続期間の長期化を促すよう、下記の事項に留意して、都府県、市町村及び農業委員会に対する指導の徹底をお願いします。

記

1. 農地法による賃貸借の設定について

10年以上の期間が定められている賃貸借については、期間満了に際して行われる更新拒絶の通知をする場合の都道府県知事の許可を不要としており（農地法（昭和27年法律第229号）第20条第1項第3号）、期間満了後の農地の返還が保障されていることから、農業者から賃貸借契約に関する相談があった場合等には、都道府県、市町村及び農業委員会はこの趣旨を再度周知・徹底し、賃貸借の存続期間の長期化を促すよう努めること。

2. 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）

に基づく農用地利用集積計画の利用権の存続期間については、市町村が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「市町村基本構想」という。）において、地域の営農状況、農用地の出し手・受け手等関係権利者の意向等を総合的に勘案し、その基準が定められているところですが、市町村基本構想に定められた利用権の存続期間の基準をみると、多くの市町村で3～6年程度となっており、最長でも10年程度の設定となっています。

このため、基盤強化法による実際の賃借権の設定期間も、近年全国平均で6年程度にとどまっているのが現状となっています。

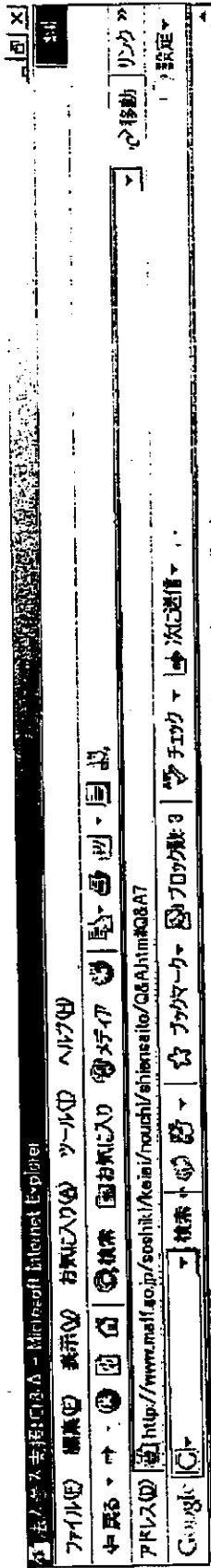
については、市町村は、賃貸借の存続期間の長期化への誘導を図る観点から、可能な限り早期に市町村基本構想における存続期間（又は残存期間）の基準の見直しを行い、最長20年を限度とした賃貸借の長期化への誘導を図ること。

3. 農業委員会における対応について

農業委員会に備えられている農用地の賃貸借申込書等の書式において、あらかじめ、賃貸借の存続期間を3年、6年、10年等と明記した例も散見されます。

このため、農業委員会はこのような硬直的な運用を正すとともに、最長20年までの賃借権の設定が可能であることを農業者に周知・徹底するよう努めること。

農林水産省ウェブサイトに掲載の特定法人貸付事業に関するQ&A



Q7 リースを受けられる農地は耕作放棄地だけと聞いたのですが、本当ですか。

A7 農地リースが可能な区域は、市町村が耕作放棄地などが相当程度であると判断して設定するものですが、リースを受けられる農地は、その区域内であれば耕作放棄地に限りません。

(図解)

実際、現在参入している企業等に貸し付けられている農地のうち、耕作放棄地は約3割(耕作放棄地となるおそれのある農地を含めると約6割)となっています。

なお、参入希望の市町村が具体的にどのような区域を設定しているか、どのような農地に企業等の参入を期待しているかについては、市町村に問い合わせの上、確認して下さい。

Qの一覧へ戻る | 前のQ&Aへ | 次のQ&Aへ

Q8 広域的に農地のリースを受けたいのですが、どうしたらよいですか。

A8 農地リースを受けたい具体的な市町村が決まっているのであれば、その市町村に相談することになりますが、市町村が具体的に決まっていなくても、農林水産省ウェブサイト内の法人参入支援のページにおいて、法人の概要や希望する農地の条件等を登録していただく、その情報を市町村等へ提供し、新規参入の具体化を図る取組を行っていますので、こちらを活用してみるのも一案です。

http://www.maiff.go.jp/soshiki/keiei/nouchi/shiensaio/Informationvstem.htm
Qの一覧へ戻る | 前のQ&Aへ | 次のQ&Aへ

農林水産省

The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan

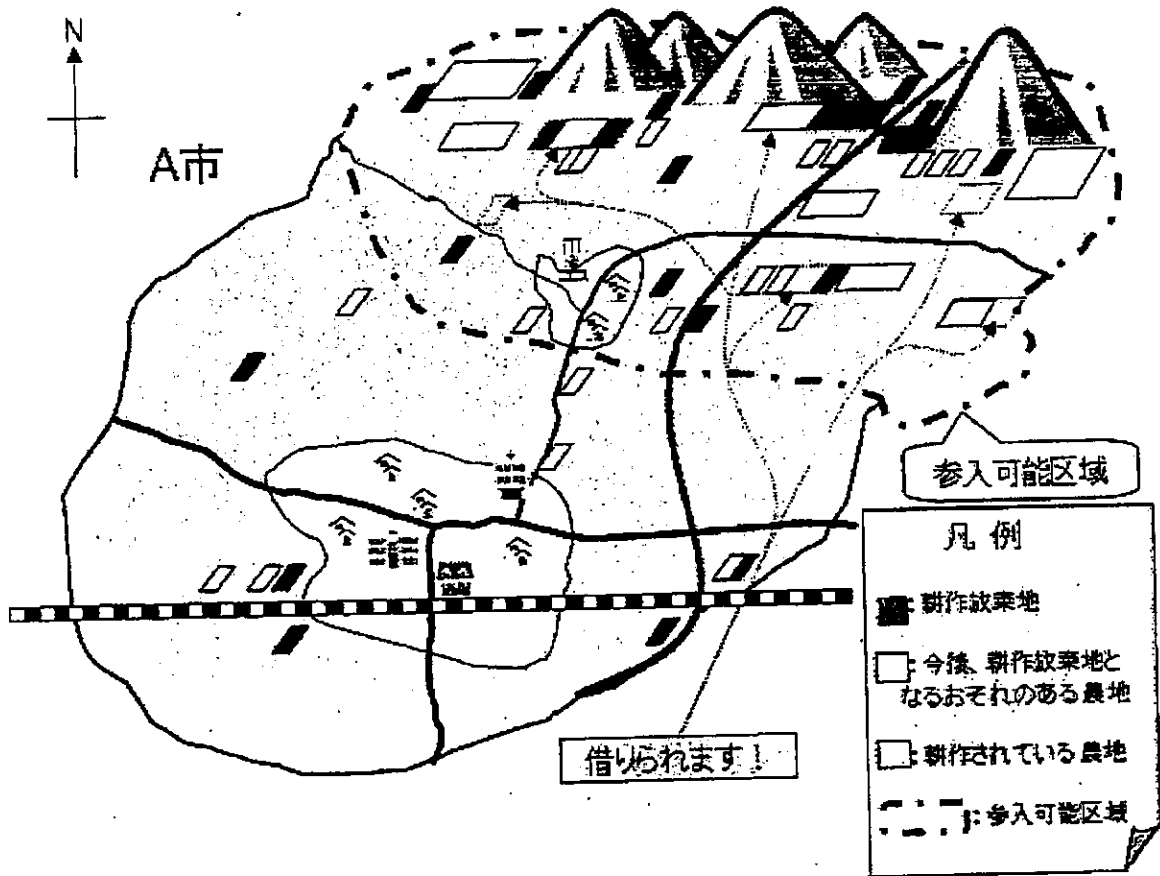
施策: 基本 | 食料 | 消費 | 生産 | 経営 | 農村 | 林野 | 水産 | 国際 | 研究 | 統計 | 専門

メールマガジン | サイトの使い方 | サイトマップ | 情報誌

農林水産省について | 報道・広報 | 施策の動き・情報 | 意見の募集・お問合せ | 電子

トップページ > 経営 > 法人参入支援のページ > 参入方法などの紹介(Q&Aの7の図解)

リースを受けられる農地は耕作放棄地に限りません！



- A市の北部は中山間地となっており、耕作放棄地■が多く、また、農家の高齢化により、今後、耕作放棄地となるおそれのある農地□も多い。
- そこで、A市は北部地域を農地リース方式による農業参入可能区域、---に設定。
- 参入可能区域---内の農地であれば、今後、耕作放棄地となるおそれのある農地□や現在耕作されている農地■もリースを受けることができます。

[Q&Aの7に戻る](#)